

第19号議案

財産の処分について

次の財産を処分することについて、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求める。

令和8年2月17日提出

芦屋市長 高島 峻輔

記

- 1 処分する財産 使用済GIGAスクール端末等
- 2 財産の種類 物品
- 3 契約の方法 隨意契約
- 4 契約金額 1台当たり金 7,535円 (単価契約)
- 5 契約の相手方 愛知県大府市桜山町三丁目33番地
リネットジャパンリサイクル株式会社
代表取締役 黒田 武志

令和7年12月15日

見積合せ結果報告

件名	使用済GIGAスクール端末等の売却処分業務		
契約業者	リネットジャパンリサイクル株式会社		
契約金額 (1台当たり)	¥ 7,535 . -		
備考			

	見積業者	見積金額	消費税	合計金額	売却予定金額（総額）
1	大栄環境株式会社			辞退	
2	株式会社リーテム			辞退	
3	株式会社イボキン				4,136,770
4	トーエイ株式会社			失格	
5	ミナミ金属株式会社			辞退	
6	平林金属株式会社			辞退	
7	リネットジャパンリサイクル株式会社	6,850	685	7,535	49,233,690
8	株式会社アール・ビー・エヌ			失格	
9	豊通マテリアル株式会社			失格	
10	株式会社イー・アール・ジャパン	5,700	570	6,270	40,968,180
11	中辻産業株式会社			失格	
12	マキウラ鋼業株式会社			失格	
13	オリックス環境株式会社			失格	
14	東金属株式会社	4,800	480	5,280	34,499,520
15	株式会社ブロードリンク			失格	
16	木村工業株式会社			辞退	
17	リバー株式会社			失格	
18	福源商事株式会社			辞退	
19	株式会社田中商会			辞退	
20	ジット株式会社			失格	

使用済 GIGA スクール端末等の売却処分仕様書

1. 目的

GIGA スクール構想の下で整備された端末（以下、「GIGA スクール端末」という。）を含め、使用済となったパソコン・タブレット端末等には、いわゆる都市鉱山と呼ばれるレアメタル等の有用な金属が多く含まれており、国内で金属資源の枯渇リスクが顕在化する中、適正に再使用・再資源化を推進する必要性は、国が示した「第五次循環型社会形成推進基本計画（令和 6 年 8 月 2 日閣議決定）」でも明らかにされている。他方、端末内には使用していた児童・生徒個人に紐づくデータが保存されていることから、それを適切に処分する必要性は極めて高い。

こうした背景から、文部科学省・経済産業省・環境省は使用済み端末の適切な処分方法（令和 5 年 10 月 26 日付「GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」）を提示しており、本処分においては、この方針に沿って適切に処分を行う事を目的とする。

2. 受託条件

- 受託者（以下、「乙」という。）は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）第 10 条第 3 項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、兵庫県を含んでいるものに限る。）を受けていること。または資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号。以下、「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者であること。なお、契約時には認定を受けていることを証明する書類を提出すること。
- GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、乙が 3. 処分内容に定める小型家電リサイクル法の認定計画に基づくパソコン・タブレットの処分実績（前年度の処分実績が本件処分台数を上回ること）を十分に有していること。なお、契約時には前年度の処分実績を示す書類を提出すること。

3. 処分内容

- 乙は、芦屋市（以下、「甲」という。）の義務教育学校で使用していた GIGA スクール端末等（AC アダプタ・キーボードつき本体カバーを含む。）を回収し、小型家電リサイクル法、資源有効利用促進法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下、「廃棄物処理法」という。）の広域認定制度によるもの。）において認定を受けた乙の再資源化事業計画に従い、回収した GIGA スクール端末等を再使用・再資源化する。
- GIGA スクール端末に含まれるデータの消去を、8. 処分方法に定める方法で確実に実行し、端末毎にデータ消去完了証明書を発行する。

4. 履行期間

契約の日から令和8年3月31日まで

5. 引渡し対象品

- GIGA スクール端末 (学習者用タブレット (6,233台)・指導者用タブレット (301台) を含む。) iPad Wi-Fi 32GB シルバー又は、スペースグレイ 第8世代(MYLA2J/A) iOS は、端末により異なるものとする。
- GIGA スクール端末の付属品 (AC アダプタ・キーボードつき本体カバーLogicool RUGGED COMB03) (本体カバーの取り外しは、乙が行うこと。)
- MDM ソフト Jamf Pro for iOS で、管理しているため動作するものについては、ワイプを行い、MDM・アクティベーションロック・ASM(Apple School Manager)の解除を行い iPad の初期化を事前に行った上の引き渡しになる。
- リユースが難しい状態の端末(例: 通電不可、画面割れ・破損、MDM・アクティベーションロック・ASM(Apple School Manager)の未解除等)は、現状での引き渡しになる。
- 回収機器のうち、「5%台数」不良端末が含まれると想定して金額を算出すること。

6. 予定数量・引渡し場所等

別紙1に記載の内容による。

7. 引渡しの方法

甲および乙は、対象品を引渡す日時・場所・品目・数量等について事前に協議を実施する。乙は内容に基づき、引渡しに必要な車両等を手配する。

8. 処分方法

乙は、引渡しを受けた対象品について、下記を満たす方法により処分を実施すること。

- 「小型家電リサイクル法」を遵守し、乙が関係省庁に提出した認定計画等に準拠した方法で処分（再使用・再資源化）を実施する。
- GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、盗難や情報漏洩等が発生しないように、作業場所全体を監視可能な複数の防犯カメラの設置、作業者の不正防止策（記憶媒体等の持ち込み・持ち出し等を防止する方法、入退室のログ管理・保存、専用制服の着用等）の実施、異常を検知する警備システムの導入等、万全なセキュリティの確保・不正防止に必要な処置を講ずること。
- 処分（再使用・再資源化）にあたっては、甲が定める教育情報セキュリティポリシーに基づいたデータ消去を行うこと。具体的な方法として、作業ログの取得が可能な専用ソフトを用いた上書き消去方式・ブロック消去方式・暗号化消去方式等で確実に消去を行うこと、故障等により上書き消去方式が不可能な端末は、データの復

元が不可能といわれる状態まで記憶媒体を物理的に破壊（SSD・eMMC を使用している端末は2mmを目安に粉碎処理すること等）を行う等、当該データの重要性分類に応じた適切な消去方法を用いること。なお、HDD用のデータ消去方法ではデータが残存している可能性があるため、データ消去方法としては不適切である。

- ・データ消去完了後は、端末毎の個体番号・消去方法・消去完了日時・作業者名等が記載されたデータ消去完了証明書を発行し、甲が端末毎にデータ消去作業の完了を確認できるようにすること。また、データ消去完了証明書に記載された内容を5年間保管し、甲の求めに応じて開示できるように保存しておくこと。
- ・GIGAスクール端末を再使用する場合は、甲が所有していたことが明らかなシール等は全て削除すること。

9. 処分完了の確認

乙より提出を受けたデータ消去完了証明書で、各端末のデータ消去作業が完了した事を確認し、さらに引渡し品が再資源化された報告をもって履行されたものとみなす。

10. 協議事項

甲の担当職員との連絡を密にして処分に当たること。一連の各対応については、仕様を満たしているか、作業実施前に甲と確認を行うこと。なお、本仕様書に定めのない事項については、甲の担当職員と協議しその指示に従うこと。

11. 納付方法

検査完了後、市指定の納付書により納付すること。

12. 留意事項

(1) 損害賠償

処分の実施に伴い第三者に与えた損害は、甲の責に帰すべきものを除き、全て乙の責任において処理すること。

(2) その他

- ・乙は、契約時に受託条件に合致していることを証明する書類を提出すること。
- ・本処分では、個人情報を含む機器を取り扱う可能性があるため、乙は、業務の従事者に対し個人情報保護に関する研修を十分に行い、引渡した端末に含まれる個人情報の保護に努めること。
- ・予定台数は変動する可能性がある。最終台数は甲乙協議の上で最終確定するものとする。
- ・乙は本処分が困難となる事由が生じた場合は、処分を一時停止し、直ちに甲へ当該事由の内容及び甲が受ける影響が最小限となる措置を講じる旨を、速やかに書面をもって通知すること。

- ・ 乙の受託作業開始後であっても、仕様を満たせないことが判明した場合、甲は契約を解除する事ができる。その場合の補償等は一切行わない。

1 3. 機密保護・個人情報保護

- (1) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（受託業務の過程で得られた記録等を含む）を本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与してはならない。
- (2) 本業務の遂行のために本市が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は委託終了までに本市に返却すること。
- (3) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分に認識し個人の権利・利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (4) 本業務の従業者に対して個人情報保護の教育訓練を実施すること。
- (5) 本契約は、個人情報を取り扱う業務であるため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、関係法令等のほか、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。なお、特定個人情報を取り扱う場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、関係法令等のほか、別紙「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

1 4. 再委託

再委託は原則禁止とする。再委託する必要がある場合は、事前に再委託範囲及び内容並びに再委託先に関する情報を本市に提示し承認を得ること。

また、再委託範囲は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託において問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

1 5. 個人情報の取扱いの委託に関する検査

- (1) 委託者は、本委託業務に係る個人情報が適正に取り扱われているかどうか検証及び確認するため、作業の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況その他本委託契約の規定に基づく必要な措置の状況について、実地検査又は書面検査により確認する。検査実施方法については別途委託者から通知するものとする。
- (2) 個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合には、受託者を通じて又は委託者自らが再委託先に対して、上記(1)の検査を行うものとする。なお、委託者が受託者を通じて検査を行うこととしたときは、受託者は検査結果について委託者に報告するものとする。個人情報の取扱いに係る業務について、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

1 6. 法令等の遵守

受託者は、次に掲げる法令等を遵守することについて誓約書を提出し、誠実に、契約の履行にあたるものとする。

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等労働関係諸法令
- (2) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- (3) 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン
- (4) 芦屋市契約規則（昭和 62 年芦屋市規則第 6 号）
- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (6) 芦屋市暴力団排除条例（平成 24 年芦屋市条例第 30 号）及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除に関する要綱
- (7) 芦屋市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領
- (8) その他契約の履行に必要とされる関係諸法令

17. 備考

- (1) 当該契約に当たっては、芦屋市契約規則（昭和 62 年芦屋市規則第 6 号）第 28 条第 1 項に規定する仮契約とし、市議会の議決を得たときに本契約と読み替える。
- (2) 市議会において議決が得られないときは、仮契約は無効とするが市は一切損害賠償の責めは負わない。

(別紙1) 予定数量・引渡し場所

項目番号	名称	住所	引渡し端末予定数量	付属品の有無
			iPad	
1	芦屋市立精道中学校	芦屋市南宮町9番7号	761台	有
2	芦屋市立山手中学校	芦屋市三条町39番10号	516台	有
3	芦屋市立潮見中学校	芦屋市潮見町20番1号	378台	有
4	芦屋市立精道小学校	芦屋市精道町8番25号	686台	有
5	芦屋市立宮川小学校	芦屋市浜町1番9号	647台	有
6	芦屋市立山手中学校	芦屋市山手町8番3号	631台	有
7	芦屋市立岩園小学校	芦屋市岩園町23番41号	789台	有
8	芦屋市立朝日ヶ丘小学校	芦屋市朝日ヶ丘町10番10号	314台	有
9	芦屋市立潮見小学校	芦屋市潮見町1番2号	577台	有
10	芦屋市立打出浜小学校	芦屋市新浜町8番2号	457台	有
11	芦屋市立浜風小学校	芦屋市浜風町1番1号	324台	有
12	打出教育文化センター	芦屋市打出小槌町15番9号	454台	有

付属品：ACアダプター、キーボード付き本体カバー

なお、予定数量と回収後の数量が異なる場合は、乙の拠点で確認できた実数を正として扱うものとする。